

## スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：(一社)筑紫野市体育協会]

[記載日：令和5年3月1日]

スポーツ庁及び(公財)日本スポーツ協会から各団体に対し、ガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導がなされ、標記のチェックシートを公表するようになっています。

福岡県スポーツ協会からも依頼がありますので、下記のとおり自己説明・公表を行います。

### 【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項 目	対応状況
<b>原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。</b>	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)  一般社団法人に関する法律や当協会の定款、就業規則等を遵守して運営している。	A
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)  事業運営にあたっては関係法令や当協会ですら定めた規則等を遵守して運営している。	A
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)  定款に基づき役員体制の整備を行い、本年度から新理事3名を増員した。	A

<b>原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。</b>	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>令和4年度組織運営方針を策定し、理事会で審議決定し公表している。 また、決定後は市教育委員会にも提出している。</p>	
<b>原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。</b>	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>福岡県スポーツ協会主催の研修会や市の人権問題研修、指導者研修会を毎年行っている。本年度は、ガバナンス研修として奥田竜子弁護士を講師として協会役員・各専門部指導者等の研修会を令和5年3月4日に開催する。</p>	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>加盟団体の指導者等を対象に研修会を実施している。</p>	
<b>原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。</b>	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>公認会計士・税理士事務所に業務委託し、会計処理を適切に行っている。 監事については、筑紫野市医師会、筑紫野市商工会から推薦された監事により会計監査を受けている。</p>	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>市の補助金や市内企業からの賛助金を受けており、市条例等に基づき適切に処理している。来賓として行政関係者や賛助会員を案内して報告会を開催し、決算報告を毎年度行っている。</p>	

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
<p>経理担当専任職員を配置するとともに、事務局内にチェック体制を築き、理事会等に定期的に報告している。また、役員による会計支払審査も年4回程度実施している。</p>	
<p><b>原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。</b></p>	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
<p>毎年の代議員総会や賛助会員も含めた報告会を開催し、情報公開している。また、協会ホームページにより組織運営の情報も開示している。</p>	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
<p>毎年の代議員総会や賛助会員も含めた報告会を開催し、情報公開している。また、協会ホームページにより情報公開している。</p>	
<p><b>原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード&lt;NF 向け&gt;の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。</b></p>	
<p>自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード&lt;NF 向け&gt;の規定があるか (ある場合は下欄に記述)</p>	
原則■について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
<p>規程なし</p>	
原則■について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	